

特許情報室における新興国等の特許情報に関する取り組み

JPO's Patent Information Office Initiatives on Emerging Markets' Patent Information

特許庁 審査第三部化学応用 化粧品・塗料技術担当室長
(前：特許庁 総務部総務課 特許情報室長)

本多 仁

平成16年特許庁入庁。化学分野の特許審査、審判に従事。調整課審査推進室、総務課特許情報企画室（現：特許情報室）、調整課審査企画室、一般社団法人発明推進協会、審判課審判企画室を経て、令和7年6月まで特許情報室に在職。同年7月より現職。（本稿は前職在任中に執筆したものです。）

1 はじめに

特許庁では、我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行っている¹。

また、独立行政法人 工業所有権情報・研修館（以下、「INPIT」とする。）では、我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できるよう、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米などの新興国等の知財実務情報の記事を国・地域別、カテゴリー別に整理し、新興国等知財情報データベースで提供している²。

このように、特許庁及びINPITは、人的及び情報の両面から、我が国企業の新興国等への進出をサポートしているが、筆者の所属する特許情報室でも、特許情報（特許、実用新案、意匠及び商標に関する情報をいう。以下同じ。）の点から、支援の一端を担っている。

本稿では、特許情報室におけるASEAN諸国など新興国等の特許情報に関する取り組みを紹介したい。なお、本稿は筆者が個人の資格で執筆したものであり、特許庁ほか所属組織の公式見解を示すものではない。

2 特許情報提供の取り組み

特許庁では、ASEAN諸国を含む海外特許庁より入手した海外特許情報をユーザーに提供するための照会サービス「FOPISER (Foreign Patent Information Service)」³を2015年8月より開始している。

FOPISERでは、各国の特許情報を日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード（英語）等により簡易検索をすることが可能であり、また、機械翻訳により日本語で照会できる。

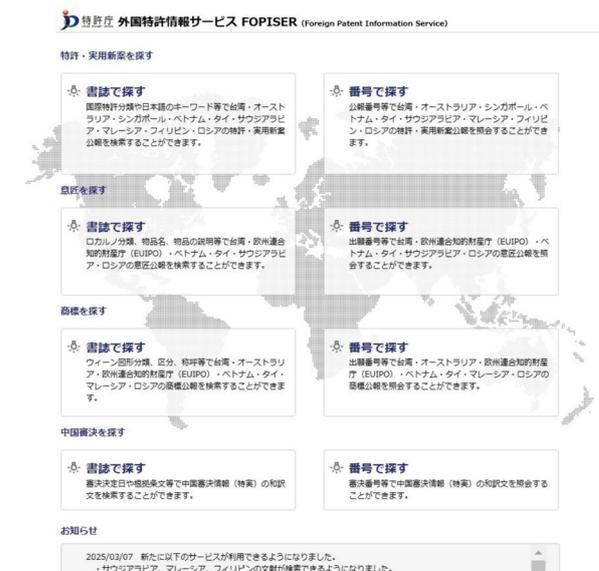


図1 FOPISER トップページ

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

2 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>

3 <https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/menu.php>

	特許	実用新案	意匠	商標
ロシア	●	●	●	●
台湾	●	●	●	●
オーストラリア	●	●	—	●
シンガポール	△	—	—	—
ベトナム	△	△	△	△
タイ	△	△	△	△
EUIPO	—	—	△	△
中国（審決翻訳）	●	●	□	—
サウジアラビア	●	—	●	—
マレーシア	△	△	—	△
フィリピン	△	△	—	—

● : FOPISER及びバルクデータ提供、△ : FOPISERのみ提供、□ : バルクデータのみ提供

図2 FOPISER 及びバルクデータダウンロードサイトにおける公報データ提供状況（2025年6月現在）

さらに、海外特許情報の提供について、バルクデータ形式での提供ニーズもあることから、特許情報標準データ、J-PlatPat 掲載情報などの特許庁保有データと併せて、バルクデータダウンロードサイトからも提供している。

FOPISER 及びバルクデータダウンロードサイトでの提供状況を纏めると図2のとおりである。

3 機械翻訳の取り組み

特許庁では、これまでに、対訳コーパスを学習した機械翻訳エンジンを用い、日本の審査情報等の海外発信において日英機械翻訳、外国公報の検索照会において中日・韓日機械翻訳を提供するとともに、機械翻訳の品質向上等を目的した各種調査事業を行っている⁴。

一方、ASEAN 諸国を含む海外特許庁より入手した海外特許情報をユーザーに提供するためには、これまで機械翻訳に取り組んできた言語（日英中韓）以外の言語を対象とした機械翻訳の精度を高め、これらの特許情報の日本語への機械翻訳を提供することが望まれるが、日英中韓以外の言語について、機械翻訳の精度に資する対訳コーパス作成は国内外で進んでいない。

こうした背景から、「令和5年度特許情報の機械翻訳における多言語対応に向けた課題検討に関する調査事業」⁵では、国内外で提供される機械翻訳エンジンの現状、対訳コーパス作成の対象となり得る候補言語を使用する国の経済的情報、前記候補言語の対訳コーパス作成における技術的情報等を収集した上で、特許情報の機械翻訳の品質向上を目的した調査を行った。

本調査の概要は、次のとおりである。

<対象言語>

スペイン語、ポルトガル語、イタリア語、インドネシア語、マレー語、ベトナム語、タイ語、アラビア語、ヒンディー語、トルコ語の10言語

<調査概要>

- (1) 国内外で提供されている汎用又は特許情報専用の機械翻訳エンジンの種類・内容
- (2) 日英中韓以外の言語をネイティブとする特許庁の状況（アンケート調査）
- (3) 調査対象言語を主要言語として用いる国々の経済的情報
- (4) 調査対象言語を対象にした、特許情報に係る対訳コーパス作成の技術的情報

4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/kikai_honyaku.html

5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/document/kikai_honyaku/2023_01.pdf

調査対象	対応言語数	スペイン語	ポルトガル語	イタリア語	インドネシア語	マレー語	ベトナム語	タイ語	アラビア語	ヒンディー語	トルコ語
海外知財庁の エンジン・サービス	32言語	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	3言語	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	13言語	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×
民間エンジン・サービス	6言語	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	9言語	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	6言語	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	6言語	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	6言語	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

図3 特許情報に特化した機械翻訳エンジン

(5) ヒアリング調査（機械翻訳サービス提供会社、事業会社、大学研究者）

本調査で明らかとなった2点について紹介したい。

第一に、汎用的な機械翻訳エンジンは、幅広い言語に対応しており、調査対象言語をカバーしているものが多数存在する一方、特許情報に特化した機械翻訳エンジンは、対応言語数は少なく、調査対象言語の一部のみカバーしている（「図3 特許情報に特化した機械翻訳エンジン」参照）。

第二に、ASEAN 諸国の言語、特にインドネシア語、タイ語及びベトナム語の各言語に対する対訳コーパス作成の技術的情報の観点として、次の点が明らかとなった。

<インドネシア語>

- ・一定の範囲の公報で、明細書を含む全文テキストデータが入手可能である。
- ・文分割／文アライメントの手法については改善の余地がある。

<タイ語>

- ・取得可能な公報データが画像データであってOCRを要するが、得られるテキストデータの精度が悪い。
- ・タイ語の言語的な特性から、文分割の精度が悪い。
- ・文アライメントについては、上記状況なので評価できない。

<ベトナム語>

- ・明細書を含む全文テキストデータが取得可能な期間が限られており、十分なテキストデータが存在するとは言いえない。

・文分割／文アライメントの手法については改善の余地がある。

本調査の結果を受け、令和6年度は「日インドネシア語の対訳コーパス及び辞書の整備に関する調査」を行った⁶。

詳細は割愛するが、本調査で実施した日インドネシア対訳コーパス作成手法により、対応精度の良好な対訳コーパスを十分な件数、取得することができた。「対訳コーパス A+」は目標とした100万文対、「対訳コーパス A-B+」は想定を大幅に超える約500万文対を取得でき、これらのコーパスが機械翻訳の学習データとして高い品質改善効果を有することも検証された。文分割処理、文アライメント処理を中心とした各工程においても大きな問題は生じず、幾つかの工程で発生した課題に対しても総じて有効な対処策を講じることができた。こうした実施結果により、用いた手法がファミリー特許文献を用いた今後の日インドネシア語対訳コーパスならびに他国語の対訳コーパスにおいて十分な実施可能性と有効性を有することが確認された。

4 特許情報交換の取り組み

まずは、2013年6月に開催された第6回五大特許庁⁷

6 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/document/kikai_honyaku/2024_01.pdf

7 日米欧中韓の知的財産庁が2007年に創設した枠組み

長官会合において、合意された「五庁特許情報普及ポリシー」を取り上げたい。

五庁特許情報普及ポリシーは、障壁なき特許情報の普及を目的したものであり、マージナルコスト又は無償での提供、第三者提供、相互主義などのデータ交換における基本原則が定められている。

五庁間では、上記ポリシーに基づき、各種公報や機械翻訳が可能な全文テキストデータなどを交換しており、これにより、国境を越えた技術移転の促進やイノベーション創出に貢献している⁸。

現在、特許庁では、五庁特許情報普及ポリシーを ASEAN 諸国を含む海外特許庁まで拡大すべく、WIPO 標準委員会 (Committee on WIPO Standards)⁹ における議論を開始した。最後にこの取り組みを紹介したい。

○第 11 回 WIPO 標準委員会(CWS)(2023 年 12 月)

特許庁から、データ交換に関する WIPO 標準策定を新規に提案した。また、サウジアラビアから、新規にデータ交換を行うためのグローバルデータプラットフォームの設立提案があった。目的が類似する特許庁とサウジアラビアの両提案は統合されて議論された。

○第 12 回 WIPO 標準委員会 (CWS) (2024 年 9 月)

特許庁及びサウジアラビアからの統合提案が審議された結果、以下のタスク及び IP データ交換タスクフォースの設立が承認された。

Task No.67: “Analyze existing practices and challenges experienced by IP Offices with a view to explore solutions to improve global IP data exchange”

現在は、共同リーダーであるサウジアラビア、WIPO とともに、同タスクフォース¹⁰において議論を主導している。

5 最後に

近年の経済のグローバル化、これに伴う国際的な競争化が進む中、日本企業が海外での事業展開を円滑に行うためにも、海外知財情報へのアクセス性向上、そして、これらの基盤となる機械翻訳技術が一層重要となるものと考えられる。

今後も各施策に積極的に取り組んで参りたい。



図 4 IP データ交換タスクフォースの設立

8 https://link.epo.org/ip5/IP5_patent_information_policy_june2013.pdf

9 各国が保有する知財のデータ形式や構造等を共通・標準化する WIPO 標準の制定・改定のための委員会

10 2025 年 6 月現在 27 개국・機関が参加。